平成２５年（フ）第１０８号
静岡県菊川市東横地680番地の１　レオパレスサウスエンジェル202、旧住所静岡県藤枝市築地１丁目８番４号
債務者　進藤　　守
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野末　寿一
４　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月29日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣1242番地
債務者　小松屋こと　鈴木龍一郎
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　外山　弘宰
４　破産債権の届出期間　平成25年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月28日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２２５１号
神奈川県川崎市宮前区野川3268―１
債務者　加藤　守之
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　太郎
４　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月６日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２号
千葉県柏市西原４丁目９番45号
債務者　篠塚　久範
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　尚道
４　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月10日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１号
千葉県山武市日向台15番地４、住民票上の住所千葉県山武市井之内667番地１
債務者　岩﨑富美子
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井原　真吾
４　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３１４号
横浜市中区長者町２丁目５番地14　セントラルビル507号室
債務者　中野　利哉
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　友深
４　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
静岡県浜松市東区上石田町207番地の６
債務者　河合　知彦
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
４　破産債権の届出期間　平成25年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月11日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
千葉県香取郡多古町多古2725番地４
債務者　並木　憲治
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濟木　昭宏
４　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月13日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
東京都昭島市中神町1282番地都営中神第２アパート６棟204号
債務者　村上　祐弥
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤野　大介
４　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月12日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
北海道上川郡清水町南10条９丁目８番地２
債務者　谷口　司郁
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武部　雅充
４　破産債権の届出期間　平成25年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
静岡県富士市中島439番地の８
債務者　岡田　弘志
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　徹
４　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２０３４号
東京都目黒区中央町２丁目３―４　大黒屋ビル４Ｆ
債務者　武田　美帆
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小久保　成
４　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月５日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１号
広島市安佐南区山本１丁目４番27号
債務者　畑中　伸一
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向井　　良
４　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
大分市明野西１丁目30番２―55号
債務者　岩本真理子
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
４　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係